

受付 番号	種 目 番 号	連絡先	委託担当 横浜市政策局シティプロモーション推進室 広報戦略・プロモーション課
			担当者名 <small>もりや わたなべ</small> 守屋・渡邊 電 話 045-671-3680

設 計 書

1 委 託 名 サウンドロゴの活用にかかる区庁舎等への音響機器設置業務委託

2 履 行 場 所 本市が指定する場所

3 履 行 期 間 契約締結日から令和6年3月31日まで

4 契 約 区 分 確定契約 概算契約

5 その他特約事項 _____

6 現 場 説 明 不要
 要 (月 日 時 分 場所)

7 委 託 概 要
サウンドロゴを流すための音響機器の設置を行う。

8 部 分 払

す る (回以内)

し ない

部 分 払 の 基 準

業 務 内 容	履 行 予 定 月	数 量	単 位	単 価	金 額

※単価及び金額は消費税及び地方消費税相当額を含まない金額
※概算数量の場合は、数量及び金額を () で囲む。

委 託 代 金 額		¥ _____
内 訳	業 務 価 格	¥ _____
	消費税及び地方消費税相当額	¥ _____

内 訳 書

名 称	形状寸法等	数 量	単 位	単 価 (円)	金 額 (円)	摘 要
音響機器費		24	基	円	円	
設置費		15	施設	円	円	
音声制作費		1	式	円	円	
諸経費		1	式	円	円	
				円	円	
				円	円	
小計					円	
消費税					円	
合計					円	

※ 概算数量の場合は、数量及び金額を（ ）で囲む

仕様書

1 件名

サウンドロゴの活用にかかる区庁舎等への音響機器設置業務委託

2 目的

本業務は、サウンドロゴを活用するために、区庁舎等に音響機器を設置することを目的とする。

3 委託業務内容

- (1) 音響機器の調達及び区庁舎等への設置
- (2) 音響機器から流すサウンドロゴを含む音声の制作

4 履行期限

令和6年3月31日

5 音響機器の仕様について

竹中エンジニアリング製：センサー音声誘導機（タイマー付き）US-MT

なお、上記と同等の性能・機能と認められる場合は、同等品可とする。

6 設置場所、設置個数

計 15施設、24基

西区役所（西区中央1-5-10）	2基
中区役所（中区日本大通35）	2基
南区役所（南区浦舟町2-33）	1基
旭区役所（旭区鶴ヶ峰1-4-12）	1基
磯子区役所（磯子区磯子3-5-1）	3基
金沢区役所（金沢区泥亀2-9-1）	3基
港北区役所（港北区大豆戸町26-1）	1基
緑区役所（緑区寺山町118）	1基
青葉区役所（青葉区市ヶ尾町31-4）	1基
都筑区役所（都筑区茅ヶ崎中央32-1）	1基
戸塚区役所（戸塚区戸塚町16-17）	2基
栄区役所（栄区桂町303-19）	2基
泉区役所（泉区和泉中央北5-1-1）	1基
瀬谷区役所（瀬谷区二ツ橋町190）	1基
横浜市立盲特別支援学校（神奈川区松見町1-26）	2基

7 音声の制作

基本形は「サウンドロゴ+こちらは〇〇区役所です」とする。（〇〇には各区役所名が入る）
そのほか「サウンドロゴ+＜指定のメッセージ＞」を制作すること。

なお、サウンドロゴの音源データは、委託者から提供する。サウンドロゴの取り扱いにあたっては、あらかじめ横浜市ウェブサイトにて公開している『横浜の都市ブランドを表すサウンドロゴ「使用取扱要綱」及び「ガイドライン」』を確認すること。

8 その他

- (1) 設置予定箇所周辺の確認及び設置は、本市職員立ち合いのもと受託者にて実施する。
- (2) 設置作業にあたっては、委託者及び区庁舎等の施設管理者と十分に協議を行ったうえで実施し、施設利用者の妨げとならないよう配慮して安全管理を徹底すること。
- (3) 本業務の実施にあたっては、本仕様書及び横浜市委託契約約款の内容を遵守するとともに、疑義が生じた場合はその都度協議のうえ決定するものとする。